



第5回恩納村駅伝大会より

## 時代にふさわしい行政へ 第2次恩納村行政改革大綱



青と緑の豊かな活力ある村

- ◆平成9年度恩納村職員定期人事異動
- ◆第2回恩納村長カップビーチサッカーinオキナワ
- ◆むらの話題 平成9年村内小学校入学式  
恩納ライオンズクラブ交通安全のぼり贈呈式
- ◆第5回恩納村各字対抗駅伝大会
- ◆伝承ばなしの博物館 豚も美女に化けて毛遊び

## 豚も美女に化けて毛遊び

伝承ばなしの博物館④

筆執金城康長



▲毛遊び大会より

恩納ナビーが生きた十八世紀、谷茶の浜、ヨー島も、昔から毛遊びの名所として今に伝わる。ある日、琉球王府から「シヌグ遊び」の禁止令が出た。ナビーはさっそく歌にした。「姉び達や良かて、シヌグしち遊で我した世になりば、う止みさり（前兼久、七四才）などはヨー島シヌグ遊びもできて、自分達の時代になって禁止されてしまっ（たよ）万座毛、屋嘉田浜も、

育んでもきた。ところで、豚も美女に化けて毛遊びに参加した話がある。「香ばしい香りをふりまき、手ぬぐいでほほかむりをした女がどこからともなくやってきて、夜な夜な一緒に踊り、明け方に帰っていく。話してもせず、名乗りもしたくないこの女を、不思議に思った男たちが、ある日、草履を無理やりもぎ取る。と、女は足から血を流し、何やらわめいて逃げ帰る。

翌朝、血の後をたどっていくと、部落内の某家の若豚がチマグ（爪）を剥がれ、血を流して苦しんでいた。「三味や太鼓が天まで響き、浮かれて天女も舞い降りる・・・」とは、ある琉球民謡の歌詞であるが、三味や太鼓が鳴りだせば、豚さんだって、居ても立ってもいられたのであ

る。フル（豚小屋の強烈な匂い）をかき消すため香水をふりかけ、とんがった丸い鼻をかくそうと手ぬぐいで顔を隠したあたり、何とも愛嬌があるというものだ。恩納村が万座毛で「毛遊び大会」を開いたと、新聞報道があった。ほほかむりをした、物言わぬ香ばしい女を見かけても、生爪を剥ぐような、そんな無慈悲なことはして下さるなと、お願いをしておこう。

トゥンテン トゥンテン：とサンシンが鳴れば、天女も豚も、あなたも僕も、皆同じ。居ても立ってもいられないのだ。

沖縄文化圏では「ひと」も「神」も「畜生」も、その魂は同じレベルで躍動するんだ。なんとすばらしいことばではないか。分かってあげようよ。ナッー。

(沖縄民謡の会々員)



5月は「水防月間」です。  
(北海道は6月)  
みずから守ろう  
みんなの地域



人口の動き		(4月末日現在)	
人口	9,239人	(+28)	
男	4,726人	女	4,513人
世帯数	3,004世帯		

# 第二次 恩納村行政改革大綱

## I 行政改革の基本方針

### (行政改革の必要性、視点)

今日の社会は、国際化、高齢化、情報化の多様化等が急速に進展し、行政においてもその対応策を整備することが急務となっている。さらに地方分権推進法が平成七年五月に制定され、国から地方への権限委譲等が明確化されることと予想されることから自治体の主体性、能力が問われるとともに強力な財政基盤を確立する必要がある。しかしながら財政収入、観光関連事業の収入が大きな割合を占める本村にあっては、最近の景気低迷及び県民世論として盛り上がる米軍基地の返還等は、村財政にとつて深刻な問題として受け止めなければならぬ。このようなことから基地返還に伴う跡利用対策、観光関連施策を充実させ将来的に安定した財政計画が求められる。また、第三次基本構想に

基づく後期基本計画との整合性を保ちながら村民の要求に真剣に応え、本村の地域特性を生かした活力ある村づくりにつとめるものとする。さらに行政手続きの透明性を図り、迅速で正確な村民サービスを提供できるよう行政改革を推進するものとする。以上の観点から次の事項を視点にした行政改革に取り組むものとする。

- ① 地方分権への積極的対応
- ② 安定した財政基盤の確立
- ③ 村民に解りやすい行政改革
- ④ 村の課題解決を前提とした改革
- ⑤ 全庁、議会、機関団体が参加する改革

## II 行政改革の具体的方策

### (当面措置する課題)

#### (1) 事務事業の見直し

村役場は、村民へのサービス機関として村民が求めるサービスをより正確、迅速、丁寧を提供して行くことが責務である。このため、すべての発想は村民の豊かな暮らしにあることを前提に多様化する行政需要、あらたな行政課題を的確に把握しながら緊急性、重要性等を適正に選択し、受益と負担の公平性の確保、行政効率、効果等を勘案しながら事務事業の見直しを強力に推進する。

計画年次	項目	改革内容及び課題
短期的 平成八年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手数料の見直し</li> <li>○幼稚園入園料、授業料の見直し</li> <li>○保育所保育料の見直し</li> <li>○公用車の一括管理</li> <li>○文書管理の高度化</li> <li>○賞金職員削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成八年見直し実施済</li> <li>○基準額等を勘案して見直しを図る</li> <li>○基本額の見直し</li> <li>○専用車以外を一括して管理する</li> <li>○全課にわたる文書を体系つけて分類保管する</li> <li>○補助事業、主要プロジェクトのみを原則</li> <li>○村の実情に合わせた条例化を図る</li> <li>○県内外問わず見直しを図る</li> <li>○情報公開条例化を図る</li> </ul>
中期的 平成十年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給食費の見直し</li> <li>○村道占用料徴収条例化</li> <li>○旅費等の見直し</li> <li>○行政情報の公開</li> <li>○村税等の滞納処理促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校、村立体育施設使用料の見直しを図る</li> <li>○使用料及び減免措置の見直し</li> <li>○経営状況に合わせた見直しを図る</li> <li>○貸付料、新たな貸付の制限を図る</li> <li>○助役、課長への決裁権限の見直し</li> <li>○補助効果、社会情勢等に配慮すること</li> <li>○設定された基準に基づく支出とすることが極力制限する</li> <li>○集中管理を行い、極力無駄を省くよう全庁の理解を得ること</li> </ul>
最終年 又は 継続的に 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助金等の見直し</li> <li>○OA機器の積極活用</li> <li>○食糧費支出の見直し</li> <li>○消耗品等の支出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティセンター及び婦人の家の使用料の見直し</li> <li>○水道料金の見直し</li> <li>○村有財産の貸し付け見直し</li> <li>○長の事務決裁の改善</li> </ul>

※その他、村民を対象とした事業については、企画、実施、評価を常に行い、最大の効果が期待できるよう創意工夫する。

### (2) 組織、機構の整備

地方分権推進法の成立や地域保健法の改正が行われ、地方自治体への権限委譲が進んで行くことを前提として、さらに村民の行政要求に即応でき、きめ細かなサービスが提供できるような総合整備機能の整備、福祉、保健事業等の有機的連携を積極的にすすめるため、組織機能の在り方を検討する。

- 保健、福祉機構の再編成：平成九年度
- 経済建設の機構の見直し：平成九年度
- 商工観光の再編成：平成九年度

○幼稚園及び保育所の个性的な運営の在り方を模索し、展開する：平成十一年度  
※民間への委託も検討すること

○各種委員（自治法百八十条の五に該当するものを除く）の定員等の見直し：平成九年度から年次的に実施する。  
※活動状況の公表も検討すること

- 女性政策と国際交流担当部署の設置：平成九年度
- 公共施設等の管理公社設立の検討：平成十年度
- (3) 給与の適正化

一般職員（現業職を含む）の給与については、人事委員勧告に基づき給与の適正化を

図るため次の事項を強力に推進する。

- 職階による給与の原則：(条例 規則)
- 時間外勤務手当等の縮減：平成八年度は二十％減を目標とする。(対七年度比)
- 当面週内に一斉定時退庁日の設定を図る。

(平成九年四月から実施)  
○幼稚園教諭の調整手当等の見直しと行政職給与表への移行についても検討する。

### (新規の採用分)

(4) 定員管理適正化計画と職員的能力開発  
これまで各種行政課題を踏まえながら職員定数抑制を基本として適正化に取り組んできたが今後の村づくり、産業振興、福祉健康対策等行政需要は拡大することが予想されるため、主要施策及び類似町村等を参考にしながら職員適性化計画を策定(平成八年)するものとし、併せて職員の資質の向上を図るため次の事項を推進する。

- 業務高度化計画の推進(政策提言制度)：平成九年度より導入
- 職員の研修機会の拡大(自治研修の定期的開催その他)：平成八年度以降
- 職員の適正配置：増員、減員部門の見直しを毎年実施する。



## 公正で透明な行政サービスのつくりかた

### 「恩納村行政手続条例」が四月一日にスタートしました。

村では、村民の生活に関連する各種の許認可申請などの事務を行ってまいります。こうした手続きは、村民の皆さんに解りやすく理解しやすいことが大切です。こうしたことから「恩納村行政手続条例」は、村が行う許認可申請などの事務手続きを、より公正で透明なものとし、村民の権利を保障することを目的として、四月一日から施行されました。

- 許可取消しなどの手続き  
(1) どのような違反行為をすればどのような処分を受けるとどのような基準(処分基準)を定められました。
- (2) 許認可の取消しなどの処分が行われるときは、意見を述べる機会が保障されます。(一方的に処分されることはありません。)

「許認可などの申請手続」  
(1) 村に対する申請について、その許認可の審査を行うときの基準(審査基準)や、申請してから許認可するまでの期間(標準処理期間)が定められました。

(1) 行政指導は相手の理解を得ながら行い、強要されることはありません。(相手方の任意の協力が前提で、従わないことを理由に不利益な取り扱いを受けることはありません。)

(2) 申請を許可しないときには、その理由を明確に示します。

※法律に基づく処分や届け出については、行政手続法が適用されます。

【問い合わせ】総務課行政係  
☎ 九六六一八〇〇六

# 平成九年度村職員定期人事異動

恩納村では、四月一日付けで職員の人異動を実施いたしました。今回の人事異動では「村庁舎建設推進」「保健福祉の充実」「全国スポレク祭開催」に向けて課長、参事職が四人の増員となりました。各課とも新体制のもと一層住民を本意とした行政サービスに努めます。村民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- 総務課**  
 総務課長・與儀 清正 (企画課長)  
 行政係長・漢那 清彦 (総務課 昇任)  
 ・石川 司 (税務課)  
 企画課・庁舎建設室  
 企画課長・西銘 宜寿 (保健衛生課長)  
 庁舎建設室参事兼係長・外間 毅  
 企画係長・古賀 弘之 (建設課 公共土木係長)  
 ・金城 徳夫 (住民課)  
**税務課**  
 税務課参事兼固定資産評価員補助員  
 ・長嶺 勇  
 (保健衛生課 保健係長 昇任)  
 資産税係長・當山加代子 (戸籍係長)
- 住民課**  
 ・大城 勝 (建設課)  
 ・當山 欽也 (経済観光課)  
 住民課長・古波蔵 弘 (建設課長)  
 住民課参事兼福祉係長・石川 哲夫  
 (総務課行政係長 昇任)  
 戸籍係長・仲嶺 秀  
 (住民課福祉係長)
- 保健衛生課**  
 ・松崎 辰夫 (保健衛生課)  
 保健衛生課長・大城 利晟 (住民課長)  
 保健係長・與儀 常子 (資産税係長)  
 ・仲西 智直 (住民課)
- 経済観光課**  
 経済観光課参事兼観光水産係長  
 ・津嘉山 弘  
 (観光水産係長 昇任)  
 ・新里 勝弘 (総務課)  
 ・宮平 覚 (税務課)
- 建設課**  
 建設課長・徳元 勇  
 (税務課参事兼固定資産評価員補助員)  
 公共土木係長・比嘉 正彦  
 (企画課 昇任)  
 農林土木係長・長浜 孝

- 教育委員会**  
 (経済観光課 昇任)  
 全国スポーツレクリエーション祭恩納村実行委員会事務局参事・金城 文次  
 (建設課農林土木係長 昇任)  
**新規採用**  
 中部北環境施設組合派遣職員  
 ・比嘉 姓一  
 ・外間 信幸  
 ・長浜 健一



教育長に  
仲嶺哲夫氏再任

去る4月1日(火)、平成9年第5回恩納村教育委員会において、仲嶺哲夫氏(字名嘉真253番地)が教育長に再任されました。



## 第2回恩納村長カップビーチサッカー 沖縄「海のカーニバル」'97



▲チャンピオンクラス決勝より

第二回恩納村長カップビーチサッカーinオキナワ(主催 恩納村)が四月五日(土)、六(日)村内の各ビーチで一〇六チームが参加し、三クラスの部で行われました。

チャンピオンクラスの部でFCふじまつが昨年に続き二連覇ジュニアの部でH20、チャイルドはネズミーズが優勝しました。また、レディースの特別試合が行われ、ムーンシャスクラブが勝利しました。村内の出場チームは、チャンピオンクラスに対戦チームが二チーム、チャイルドにJFC恩納が出場しました。いずれも一回戦で惜敗しました。

【チャンピオンクラス】  
 ▼準決勝  
 FCふじまつ 9-4 与勝スポ  
 カークB



▲チャンピオンクラス優勝 FCふじまつ

▽決勝  
 FCふじまつ 7-1 与勝スポ

▽準決勝  
 H20 10-4 FCうなぎ

【ジュニアクラス】  
 ▼準決勝  
 サイMD 4-4 西崎



▲女子選手も奮闘

H20 7-3 サイMD  
 5PK4  
 ▼決勝  
 ネズミーズ 6-5 宇栄原FC・A  
 FCたまごつち【チャイルド美原クラス】 7-3 ブ  
 ▼準決勝  
 ネズミーズ 12-2 FCたまごつち

# むらの話題

このコーナーでは、皆さんからの  
便りをお待ちしています。  
身近な話題や出来事、珍しい写真  
など、お気軽にお寄せください。  
966-8006 (内線200)

## 入学おめでとう 新入児童百十四名が小学生の仲間入り

平成九年度入学式が四月七日、八日に村内各小学校で行われました。  
晴れて小学生に仲間入りした入学児童は、安富祖小学校で十名、喜瀬武原小学校で九名、恩納小学校五十名、仲泊小学校で二十名、山田小学校二十五名の合わせて百十四名が入学いたしました。

入学式には父母、在校生ら関係者が多数出席し、真新しいランドセルを背負い希望で胸いっぱいの新一年生をあたたかく迎えていました。  
式終了後、教室へ入り、担任の先生から新しい教科書を手渡され、笑顔で受け取っていました。

## 交通安全を願って

交通安全のぼり五十本贈る

▲平安名会長より比嘉村長へ手渡されました。

四月七日に恩納ライオンズクラブ(平安名盛文会長)から村交通安全推進協議会(比嘉茂政会長)へ交通安全のぼり五十本が贈られました。  
村役場前で行なわれた贈呈式には、多数のライオンズクラブ会員や村職員、石川署員、石川地区交通安全協議会が参加しました。恩納ライオンズクラブを代表して平安名会長は「これから

四月七日に恩納ライオンズクラブ(平安名盛文会長)から村交通安全推進協議会(比嘉茂政会長)へ交通安全のぼり五十本が贈られました。  
村役場前で行なわれた贈呈式には、多数のライオンズクラブ会員や村職員、石川署員、石川地区交通安全協議会が参加しました。恩納ライオンズクラブを代表して平安名会長は「これから

らも地域の人々と密着した奉仕活動に協力していきたい」とあいさつしました。  
比嘉村長は「贈呈に、感謝申しあげます。交通事故防止に役立てていきたい」と感謝の言葉を述べました。



▲仲泊小学校入学式より

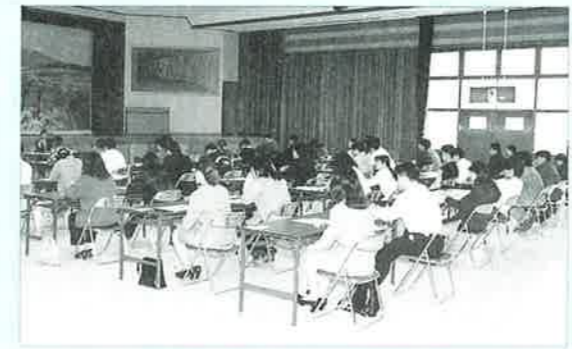
## 村職員採用試験行われる

四十八人が応募

▲一次試験会場より

平成九年度恩納村職員採用試験が四月十三日(日)に村コミュニティセンターで実施されました。職種は一般事務職で、若千名の募集に四十八人応募、四十六人が受験いたしました。この中から、一次試験は二十一人がパスし、二次試験四月二十四日(木)に臨みました。合格者

は採用予定者名簿へ登載され、欠員状況に応じて採用されることとなります。



▲一次試験会場より

## 炭作りに挑戦

県民の森で野外体験学習

▲炭作りの前に説明を受ける生徒達

安富祖小中校(新城和市長)中学三年十八人は、野外体験学習の一環として、四月二十一日(月)に沖縄県農林水産部林務課、村経済観光課の協力により県民の森で炭作りを行いました。

県林務課職員による、炭作りの県内生産の現状、炭作りの手順等説明があり、どの生徒も炭作りは初めてで、真剣な表情で

説明をきいていました。その後、さつそく炭作りに入り、窯へ約三百キロの生木を慎重に詰めていきました。五十五時間かけて焼かれた炭は当初の予定よりは少なくなりましたが、生徒達は「自分たちで作った炭で七月に行う野外研修のバーベキューに使用したい」と話していました。



▲炭作りの前に説明を受ける生徒達



▲できあがった炭を取り出す。

# 在宅介護について無料で相談にのります

## 恩納村在宅介護支援センター

平成8年度在宅介護支援センター  
指導・助言内容件数

指導・助言内容	件数
在宅福祉サービス説明	70
生活一般助言	26
家族の介護体制助言	
疾病の予防、健康相談指導	37
老人医療費の助言	
福祉機器の紹介・助言	1
在宅福祉サービス	
ホームヘルパー派遣事業	1
デイサービス事業	50
ショートステイ事業	20
日常生活用具給付事業	3
医療費助成事業（おむつ代）	1
食事	1
排泄	
入浴・洗面	
衣類・寝具の交換	
体位交換・褥瘡手当	1
機能回復訓練	
痴呆	3
老人ホーム	1
有料老人ホーム	
老人保健施設	
その他	
施設入所	
恩納村役場	7
社会福祉協議会	7
医療機関	1
民生委員・相談協力員	
県高齢者相談センター	
老人保健施設	3
その他	10
合計	243

村在宅支援センターは、宇谷茶一、一九番地の七特別養護老人ホーム谷茶の丘デイサービスセンター一角にあります。職員はソーシャルワーカー長嶺練子、看護婦玉元野世子の二人でおおむね六十五歳以上の病弱な方、寝たきり、痴呆等で日常生活を営むのに少し困難な方、また、その家族の悩みや不安を取り除けるよう在宅介護の相談を対象としています。その他、介護機器の紹介、様々な福祉サービスの申請のお手伝いなどをしていく窓口です。在宅支援センターは村の委託を受けて業務を行っており、二十四時間体制で直接あるいは電話で無料で相談に応じます。



ソーシャルワーカー 長嶺練子さん



看護婦 玉元野世子さん

子宮がん  
子宮がんは初期の段階ではがんの進行が比較的遅いので、早いうちに発見すればほぼ一〇〇％治すことができます。子宮がんでは不正出血、異常帯下（おりものの色や量、臭いに変化）、月経不順等の症状がありますが、これらの自覚症

## こんにちは保健婦です

女性の皆さん是非婦人科検診を受けましょう  
乳がん  
日本の乳がん罹患率は女性約三〇人に一人で年々増加傾向にあります。乳がんは診断された患者さんより「体に何の不調も感じてなかった」「乳房にしこりがあるのはわかってはいたが乳がんとは考えもしなかった」等の声が聞かれます。「乳がんは自分には無関係な病気」と思わず月に一回の自己検診、年に一度の定期検診により早期発見、早期治療に結びつけていきましょう  
乳がんにかかりやすい人  
①四〇才以上  
②家族に乳がんになった人がいる  
③出産経験がない  
④高齢初産  
⑤肥満  
子宮がんにかかりやすい人  
妊娠・出産回数が多い人  
早婚の人  
若年時の性行為  
多数の相手との性行為  
子宮体がんにかかりやすい人  
子宮体がんにかかりやすい人  
未婚の人  
不妊の人  
結婚初年齢の低い人  
閉経年齢の高い人  
肥満・糖尿病・高血圧の人

### 乳がんの発見法（触診）

①まず、乳房の下半分を下から持ち上げるように触れる。  
②4本の指をそろえ、指の腹で乳房の上方から下方へとやさしくなでるように触れる。③さらに、指を乳房の上方の外側からわきの下まで滑らせて触る。④①～③で、しこりがないかどうかを調べる。④乳頭を軽くつまみ、分泌物がないかどうかを見る。

## 第5回恩納村シャフルボード大会 長浜シズさんが優勝

（宇加地区）

第5回恩納村シャフルボード大会が4月20日恩納村コミュニティセンターで開催されました。最高齢者91才の宮城栄吉さん（仲泊区）をはじめ32名の方々が参加し、生涯スポーツに心地よい汗を流しました。優勝は、宇加地区の長浜シズさんで、6月に福島県で行なわれる大会に派遣されます。がんばってください。

※シャフルボードの用具も貸出していますので、気軽にお問い合わせください。

恩納村教育委員会  
社会教育課 966-8506



## 第五回恩納村各字対抗 抗駅伝大会

恩納村を縦断する恩納村各字対抗駅伝大会（主催恩納村体育協会）が六日、宇加地公民館前スタート安富祖小学校をゴールとして行われました。

二十一日、六キロ八区間を一般男女、中高生男女、三十代男子の部に分かれて熱戦を繰り広げました。レースは、前半まで山田区が先行、塩屋区、仲泊区が追う展開となりました。しかし、中盤以降塩屋区が自力を発揮、一時間二十四分三十四秒で優勝し三連覇を成し遂げました。なお、二位には山田区（一時間二十九分四十五秒）、三位には瀬良垣区（一時間三十分四秒）が入りました。

【区間賞は次の方々です】  
一区（中高男子）二・六キロ  
名城義之（山田区）八分一秒  
二区（一般男子）四・一キロ  
宮平 修（塩屋区）十六分五十秒  
三区（一般男子）三・一キロ  
宮平英太（塩屋区）十二分五秒

### ▼3年連続優勝の塩屋区チーム



四区（三十代男子）二・八キロ  
比嘉正次郎（塩屋区）十分五十一秒  
五区（中高女子）一・〇キロ  
玉城史奈子（恩納区）三分二十七秒  
六区（一般男子）三・一キロ  
宮平盛昭（塩屋区）十一分五十五秒  
七区（一般女子）一・〇キロ  
伊波みどり（恩納区）四分八秒  
八区（一般男子）四・九キロ  
城間盛満（瀬良垣区）十七分八秒

## 恩納村文化協会主催

# 写真教室

写真撮影と作品制作を楽しく！

写真は、だれでも簡単に気軽に撮影でき、生活の一部となりつつあります。  
写真教室では、使い捨てカメラから一眼レフまで写るカメラ持参でどなたでも参加できます！

期間：平成9年7月～平成10年1月  
場所：恩納村コミュニティセンター他  
対象：子どもから大人まで（写真に興味のある方）  
指導：伊芸元一（村文化協会 写真部）  
参加費：無料（現像及びプリント代等は個人負担）  
お問合せ：TEL966-8506 村教育委員会 仲村



## 全国スポーツレクリエーション祭

恩納村実行委員会事務局広報

（第1号）



根路 龍 敬

はじめまして、この度教育委員会に県派遣社会教育主事として赴任しました。根路龍敬（つよし）と申します。

村民の皆さんが気軽に楽しくスポーツ・レクリエーションに親しんで頂けるよう、また、11月にサンマリーナホテルビーチで開催されますスポレクおきなわ'97ビーチバレーの実行委員会事務局一員として微力ではありますが、持ち前のファイトで頑張ります。

海（釣り）が大好きな私にとって、恩納村に赴任できたことを嬉しく、光栄に思います。これから宜しくお願いします。

第10回全国スポーツ・レクリエーション祭  
**スポレクおきなわ'97**  
きらめくちゅうみ ふれあうげんき  
開催期間：平成9年11月15日（土）～18日（火）

### 全国スポレク祭とは

子どもから高齢者まで、それぞれの体力、年齢に応じてのスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、ふれあいと交流の和を広げる全国規模の生涯スポーツの祭典です。  
恩納村ではビーチバレーボールが開催されます。

### 人権擁護委員制度を御存知ですか。

▼六月一日は、人権擁護委員法が施行された日です。▲

日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的な人権の擁護と人権思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下に、昭和二十三年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌二十四年六月一日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的な人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権の番人の機関が誕生したのです。これが人権擁護委員制度の始まりです。ここ数年、「いじめ」・「体罰」・「不登校」・「近親者による虐待」などの子どもをめぐる人権問題が大きな社会問題となつていますが、これらの問題の解決のためには、家庭・学校・地域社会など様々な場で、思いやりと生命の大切さをはぐくむ幅広い人権教育が行われるなど、次代を担う子どもの人権を積極的に擁護していくことが必要です。

そこで、全国人権擁護委員連合会では、「子どもの人権を守る」を育てよう思いやりの心「一」を啓発活動重点目標に掲げ、積極的な啓発活動を展開しています。人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。国の内外を問わず、人々が互いに人権を守ることによって明るい社会をつくる

ことが、私たちの願いです。全国人権擁護委員連合会では、六月一日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権思想の啓発に努めることを申し合わせてあります。

恩納村には村長から推薦された、法務大臣が委嘱した次の三名の人権擁護委員がおります。

- 氏名 平安名 盛文
- 住所 恩納村字前兼久一
- 九番地
- 電話 九六五一―四七四
- 氏名 保昌
- 住所 恩納村字恩納二六
- 電話 九六六一―八八一
- 氏名 當山 君子
- 住所 恩納村安富祖一九
- 電話 九六七一―八五〇八

※相談は無料で、秘密は守られます。お気軽に御相談下さい。

### あなたはあなたの苦情や要望にも答えます。

五月はさわやか行政サービス推進月間。五月十八〜二十四日は春の行政相談週間。〈ふれあいを大切に…さわやか行政サービス運動〉

国の行政について「処理の仕方がおかしい」「このようにしてほしい」といった苦情や要望がある場合や、所管の役所が不明でどこに相談したらいいのか分からないうときはどうすればいいのでしょうか。そんなときはぜひ総務庁の行政相談制度をご利用ください。

●公正・中立な立場で解決 行政相談は、みなさんの毎日の暮らしの中での苦情や意見を聞いて、関係する役所に公正・中立な立場であつせんものなのです。国民の声を行政運営の改善につなげる役割をもつています。行政相談には次のような特色があります。

①国の全省庁、特殊法人、国の委任または補助を受けて行っている都道府県・市区町村の業務など、国の行政全般にわたる苦情を受け付けます。複数の行政機関にまたがって連絡・調整が必要なため、どこに相談したらいいの

か分からないというときには、特に効果を発揮します。

②都道府県に設置されている管区行政監察局・行政監察事務所、市区町村の行政相談委員、または総合行政相談所にご相談ください。相談者がどの窓口にも相談に行っても、どの地域の問題であっても迅速に受け付け、処理をします。

③通常の処理方法では解決が難しい問題は、民間の有識者が構成される「行政苦情救済推進会議」にかけて改善を図ります。また、同じような苦情が起きないように「行政監察」を実施して、行政制度・運営について検討し、再発の防止に努めます。

●身近な行政相談委員 行政相談委員は、総務庁長官が法律に基づいて、民間有識者の中から委嘱します。みなさんのまじの身近な方が、相談の受け付けを

無報酬で行っています。全国の市区町村に約五千人配置されています。恩納村での定期相談は、年二回、五月と十月の合同相談所に設置されています。相談は無料で、行政相談委員を直接訪ねることはもちろん、電話や手紙でも受け付けられます。秘密は必ず守られます。

●相談・問い合わせ 沖繩行政監察事務所 住所/那覇市久米二丁目三十番一 電話/〇九八(八六七)一〇〇〇 ○恩納村配置行政相談委員 氏名/小山民子 住所/恩納村字瀬長垣三三番地の一



### 悪質商法は

# いりません!

言葉巧みに消費者を誘い込み、お金をだまし取る悪質商法。その巧妙な手口は近年ますます多様化し、被害が多発しています。被害に遭わないためには、その手口を知っておくこと、そして、はつきり「いりません」と断ることが重要です。

●多様化する悪質商法の手口 資格商法、呼び出し商法、マルチ商法、催眠(SF)商法、キヤッチセールス……悪質商法と一口にいっても、その手口はさまざまです。

最近では、長引く景気の低迷、超低金利時代といった社会状況を背景とした、新たな手口の悪質商法が増えてきています。

●紹介屋 「五十万円まで即融資、全国どこでもOK、来店不要……」などのように、あたかも簡単に融資が受けられるかのようなオトリ広告で客を釣ります。そして、電話をかけてきた客に「あなたの信用状態はよくない。うちでは貸せないが、ほかの店を紹介してやる」などと言ひ、その紹介によって融資を受けられるかのように装って、紹介料をだまし取ります。

また、多重債務者をねらった「紹介屋」「買取屋」などの悪質商法の被害も急増しています。これは、消費者金融などから多額の負債を抱え、債務の返済に苦しむ人の弱みに付け込んだ商法です。平成八年には、約六万六千人も被害に遭っています。

●買取屋 買取屋の手口は、融資を申し込むと、融資の条件として、クレジットカードで金券を次々と買わせ、これを定価以下の安い価格で買い取り、さらに、高金利で融資するものです。結局、申し込んだ人には、融資の返済のほか、クレジット会社への債務が残ってしまします。

悪質業者は人の心のスキを突いて、巧妙な手口で誘い込んでだまされず、大切な財産を守るために、次のようなことを心掛

けましょう。



①「もうかります」「あなただけが選ばれました」など、うまい話をもちかけられたら、まず悪質商法を疑いましょう。

②勧誘を受けたら、まず必要なものかどうかよく考えること。そして、相手の名前や所在地、用件などを納得するまで聞くことです。不審なときは、きっぱりと「いりません」と断ること。

③毅然とした態度で対応を。中途半端な態度や優柔不断な対応は相手に付け込まれます。しつこいときは一〇番に通報を。

④業者の言葉だけで信用せず、契約前には第三者に相談しましょう。契約書はよく読んで、理解しておくことが重要です。

⑤契約した後もよく考えてください。一定の期間内なら、クーリング・オフ制度で解約できる場合があります。

●悪質商法の相談・問い合わせ 悪質商法についてのご相談は最寄りの警察や交番、駐在所にお電話を。また、市区町村の消費者窓口や各消費者センターなどでも相談を受け付けています。

### 知っていますか?テレクラ規制条例

平成9年4月1日から施行されました。『テレホンクラブ等営業の規制に関する条例』最近、テレホンクラブ等に絡んだ事件が県内で急増しています。平成7年と平成8年を比較してみると、約5倍の34件も検挙されており、被害少年数は15名にものぼります。その内訳は中学生12名、高校生1名、無職2名となっており、中学生が被害者となるケースが多いため、「テレクラ規制条例」が4月1日より施行されました。その要旨は次のとおりです。

- 青少年にチラシ等宣伝文書を配布することの禁止
- 青少年をテレクラ等へ勧誘することの禁止
- チラシを電話ボックスなどへ貼ること、又は家庭へ投げ込むこと
- 青少年がテレクラ・ツーショット等を利用することの禁止

Q 条例のわらいは何ですか。

A テレクラ等営業の規制を行い、青少年とテレクラとのアクセスを断つことです。

Q カードの自動販売機はどうなりますか。

A テレクラ等利用カードの自動販売機は、施行3カ月後には街頭からすべて撤去されます。

一人悩まず すぐ 相談を

悩みごと 非行問題 いじめ問題は

警察本部ヤングテレホンコーナー TEL 862-0111 又はもよりの警察署(少年係)、交番、駐在所へ

守るうしんデラタイム 大人/午前0時まで 少年/午後6時30分まで

この条例のお問い合わせ先 沖繩県警察本部少年課 ☎(098) 862-0110

平成9年商業統計調査(卸売・小売業)に御協力を!

商業統計調査は、商業の実態を明らかにすることを目的とした、商業の国勢調査ともいわれるものです。

この調査結果は、国や県・市町村における商業の育成、流通機構の近代化などの施策を進めるうえでの重要な基礎資料となるだけでなく、個々の商店が経営方針を作る際にも役立つなど、多方面で広く活用されます。

調査票の内容については、統計作成の目的以外には決して使用いたしませんので、調査員が貴商店を訪問の際にはぜひご協力下さるようお願いいたします。

調査期日/平成9年6月1日  
調査対象/全国の卸売・小売業を営むすべての商店  
調査事項/従業者数、年間商品販売額など商店に関する基本的なこと。  
調査方法/調査員が直接商店を訪問・調査票を配布し、6月1日現在の状況を記入していただき、後日回収します。

お問合せ/県企画開発部統計課 ☎866-2050 恩納村役場企画課 ☎966-8006

沖縄県からのお知らせです。

5月は自動車税の納期です

まだの方は、お早めに最寄りの銀行・農協等で納めてください。

※問い合わせ 自動車税事務所 ☎098(879)1627 沖縄県